

指導委託契約書

一般社団法人モンド（以下「モンド」）と（以下「スタッフ」）は、以下の通り指導委託契約（以下「本契約」）を締結する。

第一条（指導委託）

- モンドはスタッフに対し、別途定めるクラス・生徒への支援を委託し、スタッフはこれを承諾し、生徒に対し誠心誠意支援を行う。
- スタッフは、前項に定めた条件で指導を行う。生徒もしくはスタッフの都合により日程を変更する場合は、スタッフが調整を行う。
- スタッフは、指導の具体的内容、計画等を自身で決定する。また、モンドはスタッフに対してこれらの修正を求めることがある。
- スタッフは、指導に必要となる教材・機器・道具等を自身で準備する。ただし、モンドはスタッフに教材等を提供することがある。
- スタッフは、教材等の使用にあたっては、著作権法その他の法令を遵守しなければならない。
- モンドはスタッフに対し、別途定める本契約の委託料を支払う。委託料は毎月末締め、翌月5日を目安に銀行振込にて支払う。

第二条（契約期間・更新・終了等）

- 本契約の期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、モンドとスタッフどちらからでも一方的に契約を解除できる。
- 本契約期間が終了する際、モンドとスタッフの双方から契約解除の申し出がない場合は、自動的に1年間更新するものとする。
- スタッフは契約を解除する場合、契約解除を希望する日の1か月前を目安に申し出ること。

第三条（個人情報保護）

- スタッフは、委託業務を行う際に知り得た生徒および家庭に関する一切の情報を、契約期間の前後を問わず適正に管理し、委託業務施行のためにのみ利用する。また、契約終了時にモンドの要請に従い個人情報を返却または破棄するものとする。
- スタッフの責めに帰すべき事由で個人情報が漏洩したことにより、モンドが当該生徒およびその家族から損害賠償の請求を受ける等の損害を被った場合には、スタッフは当該損害を賠償する義務を負うとともに、個人情報の漏洩により生じた損害を最小限に止めるよう最善の処置を尽くさねばならない。

第四条（禁止行為）

スタッフは、生徒に対して下記各号の行為をしてはならない。該当する行為をしたことが判明した場合は、モンドは直ちに本契約を解除することができ、この場合、スタッフは本契約の解除により発生した一切の損害を賠償しなくてはならない。

- ①セクシャルハラスメント行為、パワーハラスメント行為、②宗教の宣伝を含む宗教的行為及び宗教団体への勧誘行為、③特定の思想団体または政治団体への勧誘行為、④スピリチュアル思想または宗教上の信条等の特定の思想信条を押し付ける行為、⑤営利目的の行為、⑥モンドの許可なく生徒と授業外で交際する行為、⑦その他、本契約、法令または公序良俗に反する行為

第五条（個人契約の禁止）

本契約の期間中または期間終了後を問わず、スタッフは生徒（その保護者を含む）との直接交渉により、生徒やその兄弟・知人に対して指導したり、当該生徒に別のスタッフを紹介したりすることを禁止する。これは生徒側から持ちかけられた場合も含む。

第六条（損害賠償）

- スタッフが授業会場（生徒宅を含む）へ往復する途中および授業会場で発生した事故等について、モンドは責任を負わない。
- スタッフが故意または過失によりモンドに財産的損害を与えた場合、およびモンドの社会的信用を害するに至った場合には、スタッフがモンドに対し、これに関連して発生した一切の損害を賠償しなくてはならない。
- 前項によりスタッフに生じた損害賠償債務について公正証書を作成する場合は、スタッフは作成に協力する。

第七条（その他）

本契約に関する紛争は、大津地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上本契約の成立の証として、本書を2通作成し、スタッフとモンド双方で1部ずつ保管する。

2024年4月1日

■スタッフ（住所）

（TEL）

（氏名）

印

■モンド

一般社団法人モンド 代表理事 川本航平

印